



令和2年12月24日 発表

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 大谷 徹
	監察監督官 溝口裕之 電話 058-245-8102

自動車運転者を使用する事業場に対する 平成31年・令和元年の監督指導、送検等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは監督指導実施事業場のうち約90%の82事業場～

岐阜労働局は、このたび、県下7労働基準監督署が、平成31年・令和元年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。(別紙1参照)

岐阜労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

平成31年・令和元年の監督指導の概要

監督指導を実施した事業場は91事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、82事業場(90.1%)。また、改善基準告示違反が認められたのは、57事業場(62.6%)。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(別紙2参照)

主な労働基準関係法令違反事項は、労働時間(50.5%)、割増賃金の支払(27.5%)、健康診断(16.5%)

主な改善基準告示違反事項は、最大拘束時間(45.1%)、総拘束時間(35.2%)、休息期間、連続運転時間(29.7%)。

岐阜労働局と中部運輸局の相互通報状況

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数 | 11件 |
| (2) 岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数 | 8件 |

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(平成31年・令和元年)

(別紙2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況(平成31年・令和元年)

1 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	健康診断
トラック	67	60 (89.6%)	37 (55.2%)	21 (31.3%)	14 (20.9%)
バス	2	2 (100%)	(-)	(-)	(-)
ハイヤー・ タクシー	4	4 (100%)	2 (50.0%)	(-)	(-)
その他	18	16 (88.9%)	7 (38.9%)	4 (22.2%)	1 (5.6%)
合計	91	82 (90.1%)	46 (50.5%)	25 (27.5%)	15 (16.5%)

(注1)「その他」欄は、トラック、バスおよびハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者使用する事業場(自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など)。以下同じ。

(注2)違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			最大拘束時 間	総拘束 時間	休息 期間	連続運転時 間	最大運転時 間
トラック	67	43 (64.2%)	30 (44.8%)	27 (40.3%)	23 (34.3%)	23 (34.3%)	17 (25.4%)
バス	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	(-)	(-)	(-)	(-)
ハイヤー・ タクシー	4	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	(-)	(-)	(-)
その他	18	12 (66.7%)	9 (50.0%)	4 (22.2%)	4 (22.2%)	4 (22.2%)	2 (11.1%)
合計	91	57 (62.6%)	41 (45.1%)	32 (35.2%)	27 (29.7%)	27 (29.7%)	19 (20.9%)

(3) 過去3年間の業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業数は、次のとおりであった。

4業種の合計において、8割を超えており、違反率に高止まりの状況が認められる。

業種・事項		年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年・ 令和元年
トラック	監督実施 事業場数		59	80	67
	労働基準関係法 違反事業場		51 (86.4%)	65 (81.3%)	60 (89.6%)
バス	監督実施 事業場数		4	2	2
	労働基準関係法 違反事業場		4 (100.0%)	1 (50.0%)	2 (100%)
ハイヤー・ タクシー	監督実施 事業場数		14	8	4
	労働基準関係法 違反事業場		14 (100.0%)	6 (75.0%)	4 (100%)
その他	監督実施 事業場数		7	9	18
	労働基準関係法 違反事業場		6 (85.7%)	9 (100.0%)	16 (88.9%)
合計	監督実施 事業場数		84	99	91
	労働基準関係法 違反事業場		75 (89.3%)	81 (81.8%)	82 (90.1%)

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1 (トラック)

運転者の労働時間等に問題が認められるとの情報を端緒に監督指導を実施

概要

運転者について、1日の拘束時間が17時間程度、1か月の拘束時間が345時間程度となっている者が認められた。1か月当たりの時間外・休日労働は約120時間であった。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。
労働基準法第32条違反
- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月320時間(労使協定締結)を超えていること、連続運転時間が4時間を超えていることについて是正を指導した。
改善基準告示違反(最大拘束時間、総拘束時間、連続運転時間)
- 3 時間外労働の1か月45時間以内への削減について指導した。
過重労働の健康障害防止について指導
- 4 出庫前・帰庫後の作業について、労働時間を把握していなかったため、是正を指導した。
労働時間管理適正化について指導
- 5 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう是正を指導した。
労働安全衛生法第66条の4違反

指導後の会社の取組

- 1 手待ち時間改善等、運行計画を見直す等、拘束時間等の短縮を行い、改善基準告示の範囲内で運行がされるようになった。
- 2 出庫前・帰庫後の労働時間をタイムカードを使用し把握を行った。

(参考)トラック運転手に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内

(労使協定締結の場合、320時間以内)

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

連続運転時間：4時間以内

事例2 (バス)

タイムカード等を改ざんしている等の情報を端緒に監督指導を実施

概要

運転者の労働時間をタイムカード、日報等で管理していたが、書類上改善基準告示を遵守しているように見せかけるため、タイムカードを改ざんしていた。

指導内容

- 1 実際の労働時間では、運転者の1日の拘束時間が16時間を超えていることについて是正を指導した。
改善基準告示違反(最大拘束時間)
- 2 労働時間数等の把握、管理が適正ではなかったため、是正を指導した。
労働時間管理適正化について指導
- 3 車両整備工場にて、安全衛生教育が必要な作業について、教育が実施されていなかった。
労働安全衛生法に基づく特別教育を実施するよう指導。

指導後の会社の取組

- 1 タイムカードとIT点呼・アルコールチェックの記録を突合し、適正な労働時間の把握を行う体制を構築した。
- 2 顧客等に説明・理解を得ながら運行計画に余裕を持たせ、改善基準を遵守した。
- 3 労働安全衛生法に基づく特別教育を実施した。

(参考) バス運転手に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの総拘束時間：原則65時間以内
(労使協定締結の場合、71.5時間以内)

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内

休息期間：継続8時間以上

休日労働：2週間について1回以内

2 送検状況

平成26年から平成31年・令和元年までの間（全国は平成29年から平成31年・令和元年まで）において、重大・悪質な労働基準関係法令違反等が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

司法事件送検件数（全国）

年 業種	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
トラック	50	42	38
バス	2	4	1
ハイヤー・タクシー	6	5	5
その他	3	8	2
合計	61	59	46

司法事件送検件数（岐阜局）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
計	1	3		1		
一般貨物		3				
特定貨物						
バス業						
ハイヤー・タクシー業				1		
その他	1					

3 国土交通省中部運輸局との連携

(1) 岐阜労働局と国土交通省中部運輸局は、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

過去3年間の通報件数は次のとおり。

事項	年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数		17件	16件	11件
岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数		19件	13件	8件

(2) 岐阜労働局と国土交通省中部運輸局は、上記のとおり相互に通報を行う他、事案に応じ合同で監督指導を実施している。

過去3年間の合同による監督指導件数は次のとおり。

事項	年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
岐阜労働局が中部運輸局と合同で監督指導をした件数		1件	3件	3件

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。